

vol.3  
2025.8.22

# 吉原地区 伝建NEWS LETTER



発行者：舞鶴市

## 伝統的建造物群保存地区保存審議会を開催しました！

令和7年6月に行われた舞鶴市議会6月定例会にて、舞鶴市伝統的建造物群保存地区保存条例制定が可決、制定されました。

この条例に基づき、令和7年7月7日(月)、吉原地区を伝統的建造物群保存地区として都市計画決定を行うよう、吉原歴史的景観保存活用実行委員会から提案がなされました。

この提案を受けて、舞鶴市伝統的建造物群保存地区保存審議会を開催し、吉原地区が伝統的建造物群保存地区としてふさわしい価値があるか諮ったところ、その価値を有している旨答申いただきました。

第1回審議会：令和7年7月18日(金)【諮問】

第2回審議会：令和7年7月25日(金)【答申】

### 【伝統的建造物群保存地区保存審議会 委員】

今村友里子 委員、粕谷真奈美 委員、河村悟 委員(地域代表)、  
鶴岡典慶 委員(会長)、村田長戸 委員(地域代表)、  
山崎慎一 委員、吉岡博之 委員(副会長)

※五十音順



▲鴨田市長から伝統的建造物群保存地区保存審議会へ諮問



▲鶴岡会長から鴨田市長に答申文が手渡されました

## 審議会からの主な意見

- 吉原が現在の地に移転したのはちょうど300年前。かつては大火の責任を負い移転したとも言われていたが、藩の方で防火帯を作るために、当時の東吉原・西吉原の位置関係をそのままに移転したことが初めてはっきりした。そういった根本的な歴史がわかったことが重要。
- 吉原地区を一層盛り上げるためにも、舞鶴市全体の条例として制定され、地区の景観保存が図られるということを大変光栄に思っている。
- 伝建地区に決定されることで、補助制度や建築基準法の緩和等の支援がされていくと思うが、日常的な建物維持・防災を進める上で、地域にとっても安心感につながると思う。
- 現在吉原に居住している住民にとっては、自分の子・孫世代における状況の見通しが立つと、不安が解消できると思う。
- 建物を保存していくにあたり、具体的なイメージがわかると、数十年後の見通しが立つと思う。
- 他の西の城下町と比べると全然異なった町割り。それが明治の大火を経ても現在まで残っているということを具体的に示してほしい。
- 舞鶴市民にとって、歴史的な地区は多数あるが、それらの地区の中で吉原地区がどのように重要なのか示してほしい。

その他の意見・詳しい会議録  
は  
市ホームページから



## 今後の進め方について

舞鶴市伝統的建造物群保存地区保存審議会からの答申を受け、舞鶴市都市計画審議会での吉原地区の伝統的建造物群保存地区決定に向け、下記のスケジュールで手続きを進めていきます。手続きの進捗状況は、ニュースレターで地域の皆様へお知らせしてまいります。

8月～9月	公聴会(原案)の閲覧
9月	公聴会(予定) ※原案閲覧で意見がなければ中止
9月下旬	都市計画(案)の縦覧
10月下旬	第55回舞鶴市都市計画審議会

10月下旬に行われる第55回舞鶴市都市計画審議会にて、吉原地区の舞鶴市伝統的建造物群保存地区決定について審議を行う予定です。同審議会でも地区決定が採決された場合、令和8年度から吉原地区の伝統的建造物群保存地区としての運用が始まります。

### 🌸🌸🌸都市計画決定がされた場合🌸🌸🌸

伝統的建造物群保存地区運用に向けて、下記のとおり制度・条例の整備を行っていく予定です。

- ・伝統的建造物群保存活用計画 策定
- ・修景ガイドライン 策定
- ・建築基準法緩和条例 制定
- etc…



保存活用計画や修景ガイドラインは、地域にお住まいの皆さまとも意見交換をしながら作り上げていきます。ご協力のほど、よろしくお願いいたします！